

令和4年6月6日

会員企業 各位

一般社団法人 日本眼科医療機器協会

会長 小澤 素生

【緊急注意喚起：コンプライアンス関連】

5/14 NHK 報道に関連して

医療機器使用に関する動画等提供依頼時の注意点について

会員企業の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会会員企業に関し5月14日のNHK報道に端を発し、関連した報道が出ておりますことは、既にご承知のところと推察いたします。本事案では、眼科医が病院や患者様に無断で当該会員企業に手術の動画を提供して現金を受け取り、医師への現金提供の目的が医療機器業公正競争規約に違反する自社製品の販売促進だった可能性があること、及び病院側の管理が個人情報保護法上、不適切だった可能性もあることが報道されております。

既に、医療機器業公正取引協議会からは、関連する会員企業に対して調査が行われております。会員企業の皆様におかれましては、医療機器の使用に関する動画の提供依頼等の業務委託をされる際には、医療機器業プロモーションコード、医療機器業公正競争規約や、関連法令規則等を遵守して行っていることと思われませんが、今一度、下記の点に留意していただけますようお願い申し上げます。

記

1. 医療機器の使用に関する動画等提供を依頼するに際しては、業務委託の契約書などを、必ず書面にて依頼し取り交わすこと。書面には、その業務の目的、報酬、費用等について明記すること。
2. 委託する業務の内容は、医療機器の採用、使用等を不当に誘引するものではないことを事前に確認すること。
3. 委託する業務が、医療機関の規則等に違反することなく、及び関連法令規則等が遵守されて、業務履行される承諾を得ておくこと。

引き続き、コンプライアンス関連の事案等については、眼医器協コンプライアンス委員会までご相談下さいますようお願いいたします。

以上